

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年11月20日（平成29年（行情）諮問第443号）

答申日：令和元年12月16日（令和元年度（行情）答申第391号）

事件名：名古屋国税局における課税第二部優良事績発表会に関する文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28事務年度 課税第二部 優良事績発表会」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月21日付け名局公開50により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

黒塗りによる不開示部分が多く、文書の内容が全く分からないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

処分庁は、平成29年7月21日付け名局公開50により本件対象文書の一部について、次の（1）及び（2）の不開示理由に該当するため、一部開示決定（原処分）を行った。

（1）特定の個人又は法人等に関する情報で、次のア又はイの理由により、法5条1号又は2号に該当するものとして不開示とする。

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報は、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人が取引先等から

警戒心をもって臨まれること，あるいは契約交渉などにおいて不利益となるなど，当該法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの支障を及ぼすおそれがあり，当該法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 次のア又はイの理由により，法5条6号本文及びイに該当するものとして不開示とする。

ア 個別の税務調査等に係る情報が記載されており，これを公にした場合には，国税当局に対する信頼を失墜させ，納税者等の理解と協力が得られなくなることから，今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 税務調査等に関する国税当局の着眼点や調査手法が記載されており，これを公にすることにより，国税当局が行う税務調査等の手法や納税者等についての情報をどの程度把握しているかといった，税務調査等に係る手の内を明らかにすることになり，税務調査等への対策を講じることが可能にするなど，税務調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある。

2 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ，別紙1に掲げる部分は不開示情報に該当すると認められず，開示することが妥当であることから，以下，その余の部分について検討する。

(1) 法5条1号該当性

法5条1号は，個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記1(1)に該当するとして不開示とした部分（別紙1に掲げる部分を除く。）には，役職名や年齢などが記載されており，他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができる情報に該当することから，法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条2号該当性

法5条2号イは，法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において、上記 1 (1) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 に掲げる部分を除く。）には、法人等に関する情報として、特定の法人等から提出された申告書等から得られた情報、事業概況や取引内容など租税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当すると認められる。

なお、法 5 条 2 号ロに該当する不開示情報は認められなかった。

(3) 法 5 条 6 号柱書き該当性

法 5 条 6 号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分において上記 1 (2) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 に掲げる部分を除く。）には、特定の法人等から提出された申告書等から得られた情報、増差所得や不正所得など、特定の法人等に対する税務調査において把握した情報が具体的かつ詳細に記載されている。

これらの情報は、通常公表されることのない情報であり、公にすることにより、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力を得られなくなるなど、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することから法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(4) 法 5 条第 6 号イ該当性

法 5 条 6 号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において上記 1 (2) に該当するとして不開示とした部分（別紙 1 に掲げる部分を除く。）には、選定理由、調査手法、不正の手口又は誤りの原因、不正計算又は非違の把握端緒などが具体的かつ詳細に記載されており、公にすることにより、国税当局の税務調査における着眼点や当該調査手法等への対策を講じることを可能にするなど、今後の税務調査において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報に該当することから、法 5 条 6 号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、原処分で不開示とした部分のうち、別紙 1 に掲げる部

分は、開示することが妥当であるが、その余の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和元年11月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部につき、法5条1号、2号並びに6号柱書き（原処分の行政文書開示決定通知書には「6号本文」とあるが、「6号柱書き」の誤りと認められる。）及びイに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙1に掲げる部分は開示することが妥当であるとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示理由を一部変更し、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別紙2の5欄に掲げる部分）

ア 別紙2の番号6、番号10、番号13及び番号15

当該部分に記載された情報は、税務調査において把握された主な非違事項に関する情報及び異議調査における最終的な処理態様に係る情報等と認められるものの、一般的な記載にとどまり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別紙2の番号7、番号11、番号23及び番号56

当該部分に記載された情報は、複数の税務調査の結果把握された増差所得、不正所得及び源泉・消費・印紙税額の合計額並びに税務調査の対象となった事案の処理年月及び決裁年月日であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 別紙2の番号14及び番号85

当該部分に記載された情報は、異議調査や犯則調査における業務や処理態様に係る情報と認められるものの、一般的な記載にとどまり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該

当せず、開示すべきである。

エ 別紙 2 の番号 18 及び番号 83

当該部分に記載された情報は、異議調査や犯則調査における業務や処理態様に関する情報等と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報、本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の情報又は当該部分から容易に推測できる情報であり、国税当局の税務調査における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等並びに個別の税務調査において把握した具体的かつ詳細な情報等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られなくなることにより、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや今後、一部の納税者において、税務調査への対策を講じるなどにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定の個人を識別することができるものでも、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものでもない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号、2 号イ並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分

ア 別紙 2 の番号 1、番号 19、番号 20 に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、税務調査や行政指導等の対象となった納税者に係る業種及び業種特有の情報であり、税務調査等の対象の選定状況を示唆するものであると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙 2 の番号 2 に掲げる部分

(ア) 「資料収集」欄

当該部分に記載された情報は、資料の収集事績を示すものであり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その他の部分

その他の部分に記載された情報は、調査対象者の増差所得金額、不正所得金額及び追徴税額等を示すものであり、他の情報と照合することにより、該当する法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙 2 の番号 3 ないし番号 6、番号 9、番号 10、番号 21、番号 29、番号 30、番号 38 ないし番号 43、番号 45 ないし番号 47、番号 50、番号 52、番号 61、番号 70 ないし番号 76、番号 81 及び番号 83 に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、調査等対象者の事業概況、国税当局による調査等対象者の選定方法や選定理由、税務調査の各種手法や調査展開、税務調査において把握した不正計算の方法等並びに各種係数、報告状況、資料収集や活用状況等の管理情報を示すものであり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にす

ると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 別紙2の番号7、番号8、番号11、番号12、番号22、番号48、番号49、番号54、番号55、番号57ないし番号60、番号62、番号68、番号69、番号82、番号84及び番号85に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、国税組織内部における各種管理情報及び事務進捗状況等並びに税務調査の各種手法、調査展開、資料収集・活用状況等であり、税務調査の取組状況や税務調査の方針等に係る具体的かつ詳細な情報と認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者等が調査対象等となることを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 別紙2の番号15ないし番号18に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、異議調査申立人の申告事績、原処分内容及び異議申立ての理由等を示すものであり、他の情報と照合することにより、該当する法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 別紙2の番号32、番号34ないし番号37、番号53、番号63ないし番号65、番号67、番号79に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、調査対象者等に係る調査着手日、調査対象期間及び組織属性並びに非違の区分、増差所得、不正所得、追徴税額、加算税の金額等を示すものであり、当該情報は、調査対象者等において、通常外部に公表されることを欲しない性質の情報に当たるものと認められ、これを公にすると、国税当局に対する信頼を失墜させ納税者等の理解と協力が得られなくなり、今後の税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 別紙2の番号24ないし番号28、番号31、番号33、番号44、番号51、番号66、番号77、番号78及び番号80に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、調査対象者等に係る設立年月日、資本金額、事業年度、売上規模、業種、申告事績、給与等の支給人員等を示すものであり、他の情報と照合することにより、該当する法人が特定される可能性を否定できず、これを公にすると、当該法人が税務調査を受けたという事実が明らかになる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙2の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙 1 (諮問庁が開示することが妥当とする部分)

頁目	番号	開示することが妥当とする部分	
3	1	「選定理由」欄	1行目1文字目ないし19文字目及び 4行目25文字ないし49文字目
	2	「調査展開等」欄	1行目1文字目ないし14文字目, 3 行目37文字目ないし40文字目, 5 行目6文字目ないし10文字目及び9 行目1文字目ないし23文字目
4	3	「事績の概要」欄	2行目1文字目ないし12文字目
5	4	「事績の概要」欄	6行目13文字目ないし38文字目
60	5	「事績の概要」欄	8行目1文字目ないし5文字目, 10 行目1文字目ないし3文字目及び11 行目18文字目ないし28文字目
61	6	「事績の概要」欄	11行目8文字目ないし19文字目

別紙 2

1 頁目	2 番号	3 項目	4 不開示 維持理由 (法5条)				5 開示すべき部分
			1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	6 号 イ	
3	1	「基幹事案 業種 目」欄			○	○	
	2	「調査事績」欄	○	○	○	○	
	3	「事業概況」欄	○	○	○	○	
	4	「選定理由」欄	○	○	○	○	
	5	「調査展開等」欄	○	○	○	○	
4 及 び 5	6	「事績の概要」欄	○	○	○	○	最下段の表の「主な非 違」欄の全て
	7	「その他の活用事 績」欄			○	○	「回案件数」欄を除く全 て
	8	「資料収集事績」 欄			○	○	
6	9	「内容」欄	○	○	○	○	
	10	「事績の概要」欄	○	○	○	○	最下段の表の「主な非 違」欄の全て
	11	「その他の活用事 績」欄			○	○	「回案件数」欄を除く全 て
	12	「資料収集事績」 欄			○	○	
7 及 び 8	13	「処理態様」欄	○	○	○	○	全て
	14	「内容」欄			○	○	全て
	15	「調査事績」欄	○	○	○	○	「区分」欄左から3列目 の全て
	16	「原処分の内容」 欄	○	○	○	○	
	17	「異議申立ての理 由」欄	○	○	○	○	

	18	「異議調査の内容」欄	○	○	○	○	7頁目1行目ないし3行目及び8頁目1行目ないし4行目
13	19	「内容」欄			○	○	
	20	「事績の概要」欄			○	○	
14 ない し5 1	21	「法人税作成基準（庁，局，公益法人等）」の各欄	○	○	○	○	
	22	「消費税作成基準（庁，局，固有納税者）」の各欄			○	○	
	23	処理年月			○	○	全て
	24	「最終事業年度」欄	○	○			
	25	「売上階級」欄	○	○			
	26	「設立年月日」欄	○	○			
	27	「資本金」欄	○	○			
	28	「業種番号」欄	○	○			
	29	「管理情報項目」欄	○	○	○	○	
	30	「調査情報項目」欄	○	○	○	○	
	31	「法人税申告事績等」欄	○	○			
	32	「増差所得」欄			○	○	
	33	「消費税申告事績等」欄	○	○			
	34	「消費税の追徴税額等」欄			○	○	
	35	「不正発見の科目別内訳 期」欄			○	○	
	36	「源泉所得税の追徴本税額」欄			○	○	
	37	「消費税固有の非違内訳」欄			○	○	
	38	「事業内容，取引形態及び特異性	○	○	○	○	

		等」欄					
	39	「不正の手口または誤りの原因」欄	○	○	○	○	
	40	「選定理由」欄	○	○	○	○	
	41	「銀行等で調査に有効であった証ひょう類等」欄	○	○	○	○	
	42	「不正計算または非違の把握端ちよ」欄	○	○	○	○	
	43	「不正計算または非違の発見に有効であった調査手法等」欄	○	○	○	○	
	44	「簿外金融資産の状況」欄	○	○			
	45	「支店所得調査状況」欄	○	○	○	○	
	46	「反面調査状況」欄	○	○	○	○	
	47	「連携調査の状況」欄	○	○	○	○	
	48	「資料活用状況」欄			○	○	
	49	「資料収集状況」欄			○	○	
52 ない し5 5	50	「業種目」欄	○	○	○	○	
	51	「支給人員」欄	○	○			
	52	「未納整理状況」欄	○	○	○	○	
	53	「組織区分」欄			○	○	
	54	「訂正決裁の場合の当初決裁施行年月日」欄			○	○	
	55	「起案着手」欄			○	○	
	56	「決裁」欄			○	○	全て
	57	「施行年月日」欄			○	○	

	5 8	「調査区分」欄			○	○	
	5 9	「その他指導区分」欄			○	○	
	6 0	「局コード」欄			○	○	
	6 1	「決議区分」欄	○	○	○	○	
	6 2	「部門番号」欄			○	○	
	6 3	「調査対象期間」欄			○	○	
	6 4	「追徴事績」欄			○	○	
	6 5	「給与所得に係る追徴の内訳」欄			○	○	
	6 6	「金融機関」欄	○	○			
	6 7	「非違区分」欄			○	○	
	6 8	「非違整理欄」欄			○	○	
	6 9	「整理欄」欄			○	○	
	7 0	「源泉実地調査整理欄」欄	○	○	○	○	
	7 1	「源泉徴収義務者の概況」欄	○	○	○	○	
	7 2	「選定事由，事前準備，事前検討事項等」欄	○	○	○	○	
	7 3	「非違の手口等」欄	○	○	○	○	
	7 4	「非違発見の端緒及び調査手法等」欄	○	○	○	○	
	7 5	「その他参考となる事項」欄	○	○	○	○	
	7 6	「調査情報連絡せん」欄	○	○	○	○	
5 8 及び 5 9	7 7	「業種目」欄	○	○			
	7 8	「資本金」欄	○	○			
	7 9	「調査着手日」欄			○	○	
	8 0	「非違明細」欄	○	○			
	8 1	「非違の概要等」欄	○	○	○	○	

6 0	8 2	「内容」欄			○	○	
	8 3	「事績の概要」欄	○	○	○	○	8 行目 4 4 文字目ないし 9 行目 4 5 文字目及び 1 1 行目 1 5 文字目ないし 1 7 文字目
6 1	8 4	「内容」欄			○	○	
	8 5	「事績の概要」欄			○	○	1 0 行目 4 1 文字目ない し 1 1 行目 7 文字目

(注) 「頁目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。「○
○」欄の名称は行数に数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も 1 文字と数え、空白部分を数えない。